

つくば市水道事業歴史公文書評価選別基準

平成31年4月
令和2年4月改正

つくば市 生活環境部 上下水道総務課

目次

1	評価選別基準策定の趣旨	1
2	評価選別基準の適用範囲	2
3	基本的考え方	3
4	移管・廃棄の判断指針	4

1 評価選別基準策定の趣旨

つくば市における公文書等の管理に関しては、文書管理に関する総括的な位置づけとして、つくば市公文書等管理指針（以下「指針」という。）を平成30年2月に策定した。同年4月から指針の運用を開始し、全職員が共通の理解のもと、適正な公文書管理に取り組んでいる。

指針策定の趣旨において、「市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として市民が主体的に利用しうるもの」であり、特に職員は、「つくば市の歴史的事実の記録である公文書等を残すことが将来の市政運営につながる」ことを認識し、審議又は検討その他経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう公文書等を作成し、適切に管理、保存しなければならないことが規定されている。

つくば市水道事業（以下「水道事業」という。）は、市民共有の知的資源である公文書等を適切に管理、保存し、後世に残す重要性を再認識するとともに、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に該当するかを判断するための基準を次のとおり定めるものとする。

2 評価選別基準の適用範囲

この評価選別基準の適用範囲については、現在保有する文書だけでなく、合併前の旧筑南水道企業団文書についても適用するものとする。

また、この評価選別基準は水道事業の評価選別基準とし、市長部局の例に倣って定めるものとする。

なお、公文書等の保存期間満了時の措置については、他の法律若しくはこれに基づく命令又は条例等による定めのある場合は、当該法律若しくはこれに基づく命令又は条例等の規定によるものとする。

3 基本的考え方

指針策定の趣旨において、「市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として市民が主体的に利用しうるものであること」及び「市政に関する諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うされるようにすること」とされ、また、審議又は検討その他経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように公文書等を作成し、適切に管理、保存しなければならない旨が規定されており、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する公文書等は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、歴史公文書等として取り扱うものとし、保存期間満了後には市長に移管するものとする。

- (1) 水道事業の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書等
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書等
- (3) 市民を取り巻く環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書等
- (4) 水道事業の歴史、文化、学術、科学、事件等に関する重要な情報が記録された公文書等

4 移管・廃棄の判断指針

職員は、指針において規定されているとおり、主に、次に掲げる4つの事項を柱として、行政文書を作成することとしている。

- (1) 条例、規則、水道事業管理規程、要綱の制定又は改廃及びその経緯
- (2) 市政若しくは事業に関する計画若しくは方針の策定又は改廃及びその経緯
- (3) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- (4) 人事に関する事項

なお、これら作成された行政文書について、3の基本的考え方に基づいて、個別の公文書等が歴史公文書等に該当するか否か（保存期間満了時の移管又は廃棄の措置）を決定するための具体的な判断指針については、以下の(1)～(3)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

ア 行政文書の保存期間基準表に掲げる事項に関するものについては、次の表の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
条例、規則、水道事業管理規程、要綱の制定又は改廃及びその経緯				
1 条例の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア) 立案の基礎文書	・立案の契機となった事項に関する文書	移管
		イ) 立案の検討に関する調査研究文書	・他自治体の先進事例調査 ・関係団体、関係者のヒアリング	
		ウ) 立案の検討に関する附属機関及び懇話会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・会議録、配付資料 ・答申、報告、提言	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
	(2) 条例案の審査	条例等の案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務課の法令審査記録 ・ 条例案 ・ 新旧対照表 ・ その他関連資料 	
	(3) 他の行政機関との協議	協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の行政機関との協議案 ・ 他の行政機関からの質問・意見 ・ 他の行政機関からの質問 ・ 意見に対する回答 	
	(4) パブリックコメント手続	パブリックコメント手続文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント手続の募集、実施結果 	
	(5) 議案の決定	議案決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案の決裁文書（理由、新旧対照表等を含む） 	
	(6) 議会審議	議案審議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書、説明資料 ・ 答弁書 	
	(7) 条例の公布	公布に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公布文の写し 	
	(8) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 ・ 運用解釈 ・ 運用手引 	
	2 規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア) 立案の基礎文書	
イ) 立案の検討に関する調査研究文書			<ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体の先進事例調査 ・ 関係団体、関係者のヒアリング 	
ウ) 立案の検討に関する附属機関及び懇話会等文書			<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 会議録、配布資料 	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
			・ 答申、報告、提言	
	(2) 規則案の審査	規則案の審査の過程が記録された文書	・ 法務課との法令審査記録 ・ 規則案 ・ 新旧対照表 ・ その他関連資料	
	(3) 他の行政機関との協議	協議文書	・ 他の行政機関との協議案 ・ 他の行政機関からの質問・意見 ・ 他の行政機関からの質問 ・ 意見に対する回答	
	(4) 規則等の決定及び公布	決裁文書、公布文書	・ 決裁文書（理由、新旧対照表等を含む） ・ 公布文書	
	(5) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書	・ 逐条解説 ・ 運用解釈 ・ 運用手引	
3 水道事業管理規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア) 立案の基礎文書	・ 立案の契機となった事項に関する文書	移管
		イ) 立案の検討に関する附属機関及び懇話会等文書	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 会議録、配布資料 ・ 答申、報告、提言	
		ウ) 立案の検討に関する調査研究文書	・ 他自治体の先進事例調査 ・ 関係団体、関係者のヒアリング	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
	(2) 水道事業管理規程案の審査	規程案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務課との法令審査記録 ・ 規程案 ・ 新旧対照表 ・ その他関連資料 	
	(3) 他の行政機関との協議	協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の行政機関との協議案 ・ 他の行政機関からの質問・意見 ・ 他の行政機関からの質問 ・ 意見に対する回答 	
	(4) 規程の制定及び公表	決裁文書、公表文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁文書（理由、新旧対照表等を含む） ・ 公表文書 	
	(5) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 ・ 運用解釈 ・ 運用手引 	
4 要綱の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア) 立案の基礎文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立案の契機となった事項に関する文書 	移管
		イ) 立案の検討に関する附属機関及び懇話会等文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 会議録、配付資料 ・ 答申、報告、提言 	
		ウ) 立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体の先進事例調査 ・ 関係団体、関係者のヒアリング 	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
	(2) 要綱案の審査	要綱案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務課との法令審査記録 ・ 要綱案 ・ 新旧対照表 ・ その他関連資料 	
	(3) 他の行政機関との協議	協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の行政機関との協議案 ・ 他の行政機関からの質問・意見 ・ 他の行政機関からの質問 ・ 意見に対する回答 	
	(4) 要綱の決定及び公表	決裁文書、公表文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁文書（理由、新旧対照表等を含む） ・ 公表文書 	
	(5) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 ・ 運用解釈 ・ 運用手引 	
市政若しくは事業に関する計画若しくは方針の策定又は改廃及びその経緯				
5 市政若しくは事業に関する計画若しくは方針の策定又は改廃及びその経緯	(1) 計画等の立案の検討	ア) 立案の基礎文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立案の契機となった事項に関する文書（要望書、指示事項記録、国からの技術的助言） ・ 事前整理票、策定方針 	移管 （軽易なものを除く。）
		イ) 立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体の先進事例調査 ・ 関係団体、関係者のヒアリング 	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
		ウ) 立案の検討に関する附属機関及び懇話会等文書	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・会議録、配布資料 ・答申、報告、提言 	
	(2) 他の行政機関との協議	協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関との協議案 ・他の行政機関からの質問・意見 ・他の行政機関からの質問 ・意見に対する回答 	
	(3) パブリックコメント手続	パブリックコメント手続文書	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント手続の募集、実施結果 	
	(4) 計画等の決定又は改廃	計画等の決定又は改廃に関する決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等の決裁文書 	
6 事業の実施に関する文書	(1) 事業の実施	事業の実施に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・開催次第 	以下について移管 ・市政に大きな影響を与えたもの
	(2) 事業の報告	事業の実施報告文書	<ul style="list-style-type: none"> ・実施報告 	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				
7 許可、認可、承認、取消し等の行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定及びその経緯	(1) 行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定の検討	ア) 立案の契機となった事項に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・要望書 ・国等からの技術的助言 	移管 (軽易なものを除く。)

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
		イ) 立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の先進事例調査 ・関係団体、関係者のヒアリング 	
		ウ) 立案の検討に関する附属機関及び懇話会等の文書	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・会議録、配布資料 ・答申、報告、提言 	
		エ) 案の決定過程に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準案、処分基準案、行政指導指針案、標準処理期間案 	
	(2) 行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定	許可、認可、承認、取消し等の行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の決定に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書 	
8 許可、認可、承認、取消し等の行政処分の決定及びその経緯	(1) 許可等に関する事前相談・協議	相談・協議に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録 ・事前協議書 	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・5ha以上の大規模な開発の許可 ・行政処分の効果が長期に及ぶもの
	(2) 申請の受付及び審査	受付及び審査に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・審査に関する文書 ・審査結果の理由 	
	(3) 審議会における審議	処分の検討に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・処分の検討文書 ・会議録 	
	(4) 処分の決定	処分の決定に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書（処分理由を含む） ・通知文書 	
9 不服申立てに関する裁決、	(1) 不服申立ての提起	不服申立ての提起に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・不服申立書、異議申立書 	以下について移管

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分	
決定その他の処分（附属機関及び懇話会等における検討等を含む）及びその経緯	(2) 要件審査	要件審査に関する文書	・ 調査票	・ 例規又は市政方針に大きな影響を与えたもの	
	(3) 審理	ア) 裁決、決裁その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・ 弁明書、反論書、意見書		
		イ) 附属機関及び懇話会等の文書	・ 附属機関及び懇話会等の文書（諮問、答申、建議等）		
	(4) 取下げ	取下げに関する文書	・ 取下書		
	(5) 裁決等	裁決書又は決定書	・ 裁決書、決定書		
	(6) 通知	関係者への通知文書	・ 処分通知文		
10 応訴及びその経緯	(1) 訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書	・ 訴状、期日呼出状	以下について移管 ・ 例規又は市政方針に大きな影響を与えたもの	
	(2) 応訴の方針等	応訴の方針決定に関する文書	・ 応訴の決裁文書、指示事項の記録		
	(3) 主張・立証	訴訟における主張・立証に関する文書	・ 答弁書、準備書面、各種申立書、口頭弁論、証人等調書、書証		
	(4) 判決等の受領	判決又は和解に関する文書	・ 判決書、和解調書		
11 訴訟の提起及びその経緯	(1) 提起の準備	出訴の方針決定に関する文書	・ 出訴の決裁文書、指示事項の記録	以下について移管	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
	(2) 議案の決定	議案決裁文書	・ 議案の決裁文書	・ 例規又は市政方針に大きな影響を与えたもの
	(3) 議会審議	議案審議文書	・ 議案書、説明資料 ・ 答弁書	
	(4) 訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書	・ 訴状、期日呼出状	
	(5) 主張・立証	訴訟における主張・立証に関する文書	・ 答弁書、準備書面、各種申立書、口頭弁論、証人等調書、書証	
	(6) 判決等の受領	判決又は和解に関する文書	・ 判決書、和解調書	
組織又は人事に関する事項				
12 組織又は定員に関する事項	(1) 組織編成及び配置定数検討	ア) 組織編成及び配置定員の検討に関する文書	・ 検討文	以下について移管 ・ 上下水道総務課所管の文書（軽易なものを除く。）
		イ) 組織編成及び配置定員要求に関する文書	・ 要望書	
	(2) 組織編成及び配置定数の決定	組織編成及び配置定員の決定に関する文書		
	(3) 組織編成及び配置定員の公表	組織編成及び配置定員の公表に関する文書	・ 通知文	
13 職員の採用に関する事項	(1) 採用計画の検討・決定	採用計画に関する文書	・ 採用計画	以下について移管 ・ 試験問題

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
	(2) 選考の実施	採用試験の実施及び結果に関する文書	・ 募集要項 ・ 試験問題 ・ 合否判定	・ 発令原簿
	(3) 採用の決定	採用の決定	・ 発令原簿 ・ 人事発令通知書	
14 職員の再任用に関する事項	(1) 再任用の方針の検討・決定	再任用の協議に関する文書	・ 再任用事務取扱要項 ・ 再任用基本方針 ・ 再任用募集要項	以下について移管 ・ 市政に対して重要な意思決定をする役職の再任用に関する文書
	(2) 再任用の選考・審査の実施	再任用の選考・審査の実施及び結果に関する文書	・ 再任用選考審査結果	
	(3) 再任用の決定	再任用の決定に関する文書	・ 決裁文書	
15 職員の退職に関する事項	退職の決定	退職に関する文書	・ 退職願	廃棄
16 非常勤職員の任免に関する事項	(1) 非常勤職員の設置、準備	非常勤職員の設置に関する文書	・ 設置規則	以下について移管 ・ 市政に対して重要な意思決定をする役職の任免に関する文書
	(2) 非常勤職員の選考の実施	選考の実施及び結果に関する文書	・ 選考結果	
	(3) 非常勤職員の任免	非常勤職員の任用又は解職に関する文書	・ 任免状	
	(4) 非常勤職員の服務に関する事項	出勤、休暇等に関する文書	・ 勤務条件通知書	
17 臨時職員等の雇	(1) 臨時職員の選考の実施	選考の実施及び結果に関する文書	・ 選考結果	廃棄

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
用に関する事項	(2) 臨時職員の任免	臨時職員の雇用及び解職に関する文書	・雇用伺 ・雇用通知書	
	(3) 臨時職員の服務	出勤、休暇等に関する文書	・年次休暇願	
	(4) 臨時職員の賃金等	賃金等の支払に関する文書	・賃金台帳	
48 会計年度任用職員の雇用に関する事項	(1) 会計年度任用職員の選考の実施	選考の実施及び結果に関する文書	・選考結果	廃棄
	(2) 会計年度任用職員の任免	会計年度任用職員の任用及び免職に関する文書	・雇用伺 ・雇用通知書	
	(3) 会計年度任用職員の服務	出勤、休暇、宣誓等の服務に関する文書	・年次休暇願	
	(4) 会計年度任用職員の給与、報酬等	給与、報酬等の支払に関する文書	・賃金台帳	
18 職員の分限・懲戒に関する事項	(1) 指導	指導に関する文書	・指導監査基本方針	以下について移管 ・懲戒の検討及び決定に関する文書
	(2) 分限・懲戒の検討	分限・懲戒の検討に関する文書	・意見書	
	(3) 分限・懲戒の決定	分限・懲戒の決定に関する文書	・人事発令通知書 ・不利益処分説明書	
19 職員の人事評価及び人事	(1) 人事評価制度の制定及び改廃	人事評価制度の制定及び改廃に関する文書	・人事評価に関する主な改正点	移管

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
異動に関する事項	(2) 人事評価の決定及びその経緯	人事評価の実施に関する文書	・ 人事評価シート	以下について移管 ・ 部長以上の人事異動に関する文書
	(3) 人事異動の決定	人事異動に関する文書	・ 人事発令	
20 職員の給与に関する事項	給料に関する業務	ア) 給与改定に関する文書	・ 給与改定、決定、支給に関する文書	以下について移管 ・ 給与制度の改定に関する文書
		イ) 手当認定、支給に関する文書	・ 受給開始届、受給停止届	
21 職員の服務に関する事項	(1) 職務専念義務の免除の承認	職務専念義務の免除に関する文書	・ 職務専念義務免除願	廃棄
	(2) 各種休暇の承認	各種休暇に関する文書	・ 年次休暇願 ・ 夏期休暇願	
	(3) 週休日の振替及び代休の指定の承認	週休日及び代休に関する文書	・ 週休日の振替簿 ・ 代休指定簿	
	(4) 時間外勤務命令	時間外勤務の申請及び承認に関する文書	・ 時間外勤務命令簿	
	(5) 旅行命令	旅行命令の申請及び承認に関する文書	・ 旅行命令票 ・ 自家用自動車出張承認申請書	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
その他の事項				
22 告示、公告、公表、公示送達その他公示に関する事項 (他の項に該当するものを除く。)	(1) 案の検討	案の決定過程に関する文書	・契機となった事項に関する文書 ・協議文書	以下について移管 ・他の項に該当がないものかつ特に重要なもの
	(2) 決定及び公表	決定及び公表に関する文書	・決裁文書、告示等の写し	
23 市議会への議案提出等に関する事項	(1) 議案の検討	立案の検討に関する審議会、委員会等の文書	・開催経緯 ・諮問 ・会議録、配布資料 ・答申、報告、提言	移管
	(2) 議案の協議	議案の決定過程に関する文書	・他自治体、民間企業の状況調査 ・関係団体、関係者とのヒアリング	
	(3) 議案の決定	議案決裁文書	・議案提出決裁文書	
24 請願、陳情、要望等に関する事項 (他の項に該当す	(1) 請願、陳情に至るまでの受付文書、要望等の受付文書	受付内容に関する文書	・要望書	以下について移管 ・議会上程案件のもの

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
るものを除く。)	(2) 請願、陳情、要望等への処置又は対応、決定経緯	処置又は対応決定に至るまでの文書	・ 回答文	
25 他の執行機関との事務の委任又は補助執行に関する事項	(1) 事務の委任又は補助執行に関する検討	検討文書	・ 事務委任又は補助執行に関する検討案	移管
	(2) 他の執行機関との協議	協議文書	・ 意見、質問、課題提起文書 ・ 意見、質問、課題提起に対する回答文	
	(3) 事務の委任又は補助執行に関する決定	決定に関する文書	・ 事務の委任又は補助執行決裁文書	
26 水道事業管理者の事務引継に関する事項	事務引継書の決定	事務引継書	・ 水道事業管理者の事務引継書	
27 部長、次長及びこれらに相当する者の事務引継に関する事項	事務引継書の決定	事務引継書	・ 部長、次長等の事務引継書	以下について移管 ・ 部長以上の職の事務引継書
28 課長、課長補佐及びこれらに相当する者の事務引継に関する事項	事務引継書の決定	事務引継書	・ 課長、課長補佐等の事務引継書	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
29 係長及びこれに相当する者の事務引継に関する事項	事務引継書の決定	事務引継書	・係長等の事務引継書	
30 儀式、表彰及び行事に関する事項	(1) 表彰の創設又は改廃	表彰制度の検討、表彰制度の決定(変更)又は廃止文書	・表彰制度の検討文書 ・表彰制度の決定決裁文書	移管
	(2) 表彰の実施	表彰の授与に関する文書	・選考基準、選考案、通知文書 ・表彰者名簿	移管 ・選考基準、選考経緯(定例表彰を除く。) ・表彰者名簿
	(3) 儀式又は式典の実施	儀式又は式典の立案、実施に関する文書	・式典開催計画、開催通知、出席者名簿、次第	移管 (軽易なものを除く。)
31 水道事業の沿革及び水道事業史の資料となる文書	(1) 沿革及び水道事業史の編纂	沿革及び水道事業史の編纂検討文書	・沿革及び水道事業史の編纂検討文書 ・組織図	移管 (軽易なものを除く。)
	(2) 記念行事、催事	記念行事、催事の開催に関する文書	・筑波研究学園都市50周年 ・市政20周年 ・科学万博85'つくば30周年 ・新庁舎開庁式	移管

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
32 予算の編成及び執行並びに決算等に関する事項	(1) 収入、支出、継続費、繰越し及び債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する経緯	予算編成方針の決定とその過程文書 予算査定資料、配当の決定に関する文書	・ 予算編成方針 ・ 市長指示事項 ・ 予算要求書	移管 (軽易なものを除く。)
	(2) 議案の決定	議案決裁文書	・ 議案決裁文書	
	(3) 議案審議	議案審議文書	・ 議案書	
	(4) 収入及び支出の決算報告書並びに水道事業の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する経緯	収入及び支出の決算報告書並びにその作成の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・ 決算書 ・ 水道事業の債務に関する計算書 (起債、借入、基金)	
33 契約の締結及びその他の経緯 (他の項に該当するものを除く。)	契約の締結	ア) 契約方法・内容の検討に関する文書	・ 契約要件、契約内容検討資料	廃棄
		イ) 入札又は随意契約の実施に関する文書	・ 執行伺	
		ウ) 契約の締結に関する文書	・ 決裁文書、契約書	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
		エ) 履行の確認に関する文書	・ 業務完了届、検査調書	
34 協定等の締結及びその他の経緯 (他の項に該当するものを除く。)	協定等の締結	ア) 協定等の締結の契機となった文書	・ 交渉開始の契機	以下について移管 ・ 特に重要なもの ・ 長期的なもの
		イ) 協定内容の協議に関する文書	・ 協定内容の協議記録	
		ウ) 協定の締結の決定に関する文書	・ 協定案、決裁文書、協定書	
35 公有財産の取得及び処分に関する事項	(1) 公有財産の取得に関する決定とその他の経緯	ア) 取得の契機となった文書	・ 事業の経緯文書	移管 (軽易なものを除く。)
		イ) 交渉に関する文書	・ 用地交渉記録、価格設定協議記録	
		ウ) 議案決裁文書	・ 議案決裁文書	
		エ) 議案審議文書	・ 議案審議文書	
		オ) 買収の契約又は寄付に関する文書	・ 契約書	
		カ) 登記に関する文書	・ 登記申請書	
	(2) 公有財産の処分に する決定とその他の経緯	ア) 処分の契機となった文書	・ 事業の経緯文書	
		イ) 処分対象物件の評価に関する文書	・ 固定資産評価価格書類	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
		ウ) 議案決裁文書	・ 議案決裁文書	
		エ) 議案審議文書	・ 議案審議文書	
		オ) 契約締結に関する文書	・ 入札結果、契約書	
		カ) 登記に関する文書	・ 所有権移転登記書類	
36 公有財産の管理に関する文書	(1) 財産の管理に関する記録	財産管理に関する記録	・ 公有財産台帳	移管 (軽易なものを除く。)
	(2) 境界確定	申請、立会に関する文書	・ 申請書、現地立会記録、現地立会結果	移管
	(3) 目的外使用許可、貸与	申請、決定に関する文書	・ 申請書、決定に関する決裁文書	廃棄

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
	(4) 所管換え、用途変更、改築、取り壊し	決定に関する文書	・ 決裁文書	以下について移管 ・ 重要な改築又は取り壊しに関するもの ・ 土地に関するもの
37 原簿、台帳、図面及び調査・統計に関する事項（他の項に該当するものを除く。）	原簿、台帳、図面及び調査・統計に関する業務	原簿、台帳、図面及び調査・統計に関する文書	・ 原簿 ・ 台帳 ・ 図面 ・ 調査	以下について移管 ・ 原簿 ・ 台帳（軽易なものを除く。） ・ 公共施設の図面
38 公共事業の事業計画の策定及びその経緯	(1) 計画立案の検討	ア) 立案の契機となった事項に関する文書	・ 要望書、指示事項記録、国からの技術的助言	以下について移管 ・ 総事業費が特に大規模な事業については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、
		イ) 構想策定に関する文書	・ 市民ニーズ調査、市民説明資料 ・ 構想	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
		ウ) 大規模事業の事前評価に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価書類 ・ 外部委員会等の文書（諮問、会議録、配布資料、答申、報告、提言） ・ 対応方針 	事業完了報告、評価書その他の重要なもの。ただし、大規模事業とは、市が事業主体となって実施する10億円以上の施設整備事業及び市長が必要と判断した施設整備事業で、道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設を除いたものをいう。
		エ) 立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体の先進事例調査 ・ 関係団体、関係者のヒアリング 	
		オ) 計画の内容検討に係る附属機関及び懇話会等の文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 会議録、配布資料 ・ 答申、報告、提言 	
	(2) 事業計画の決定	計画案の決定に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁文書（計画案）、策定理由 	
39 公共事業の施工及びその経緯	(1) 実施案の検討	ア) 立案の契機となった事項に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望書、指示事項の記録、国からの技術的助言 	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費が特に大規模な事業については、事業計画の立
		イ) 立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体の先進事例調査 ・ 関係団体、関係者のヒアリング 	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
		ウ) 立案の検討に関する附属機関及び懇話会等の文書	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・会議録、配布資料 ・答申、報告、提言 	<p>案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの。ただし、大規模事業とは、市が事業主体となって実施する10億円以上の施設整備事業及び市長が必要と判断した施設整備事業で、道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設を除いたものをいう。</p>
	(2) 他の行政機関との協議	協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関との協議案 ・他の行政機関からの質問・意見 ・他の行政機関からの質問 ・意見に対する回答 	
	(3) 事業内容及び実施の決定	事業内容及び実施の決定に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書（実施案） 	
	(4) 入札及び契約の締結	入札又は契約実施に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・契約書 	
	(5) 事業の実施	ア) 事業の実施に係る協議に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・協議書 	
		イ) 事業内容に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表 ・工事誌 ・変更届 	
	(6) 履行の確認	履行に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了報告書 	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
40 通知、申請、届出、報告、進達等に関する事項 (他の項に該当するものを除く。)	通知、申請、届出、報告、進達等に関する業務	通知、申請、届出、報告、進達等に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知書 ・ 申請書 ・ 届出書 ・ 報告書 ・ 進達 	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後の行政判断の根拠となるもの(例えば、水質汚濁防止法に基づく届出、土壤汚染防止法に関する届出、工場立地法の届出等)
41 監査、検査に関する事項	監査、検査に関する業務	監査・検査に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査結果 	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模工事の監査 ・ 行政システムの監査の結果
42 附属機関等に関する諮問、答申及び建議に関する事項 (他の項に該当するものを除く。)	附属機関等に関する諮問、答申及び建議	附属機関等の諮問、答申及び建議に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 会議録、配布資料 ・ 答申、報告、提言 	移管
43 金銭の出納に関する事項	金銭の出納に関する業務	ア) 金銭の出納に関する証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝票 	廃棄
		イ) 切手受払に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切手受払簿 	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
44 文書の管理等に関する事項	文書の管理に関する業務	ア) ファイル基準表その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・ ファイル基準表	移管
		イ) 発送する文書の管理を行うための帳簿	・ 発送簿 ・ 特例簿冊 (発送)	廃棄
		ウ) 取得した文書の管理を行うための帳簿	・ 收受簿 ・ 特例簿冊 (收受)	廃棄
		エ) 文書フォルダの移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・ 移管・廃棄簿	移管
45 情報公開及び個人情報保護に関する事項	(1) 行政文書の開示請求(開示の申出)に対する決定及びその経緯	ア) 行政文書開示請求等に関する文書	・ 行政文書開示請求書	廃棄
		イ) 行政文書の開示決定等に関する文書	・ 行政文書開示決定通知書、行政文書部分開示決定通知書、行政文書不開示決定通知書 ・ 決定期間延長通知書、決定期間特例通知書	

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
	(2) 個人情報の開示請求（訂正請求、利用停止請求）に対する決定及びその経緯	ア) 個人情報開示請求等に関する文書	・ 保有個人情報開示請求書	
		イ) 個人情報の開示決定に関する文書	・ 保有個人情報開示決定通知書、保有個人情報部分開示決定通知書、保有個人情報不開示決定通知書 ・ 保有個人情報開示決定等期間延長通知書、保有個人情報開示決定等期間特例通知書	
46 公印の管理に関する事項	公印の管理	公印台帳	公印台帳	移管
47 危機管理に関する事項	(1) 危機管理対応	ア) 対応検討、立案、予算、実施に関する文書		移管 (軽易なものを除く。)
		イ) 危機管理情報を提供する文書	・ ハザードマップ ・ 防犯マップ	移管
	(2) 危機管理支援	関係機関や他団体への支援に関する立案、調査、実施等に関する文書		移管

イ 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、中欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む文書フォルダを移管することとする。

事項	歴史公文書等の具体例	制度等の具体例
水道事業において実施・運用している制度（施策評価・情報公開・予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、当該制度の運用状況の把握等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画 ・ 年次報告 ・ 実施報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業評価 ・ 情報公開 ・ 会議公開制度 ・ 指定管理者制度 ・ 入札制度

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

水道事業（合併前の旧筑南水道企業団を含む。）として記録を市民とともに共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく市全体として対応し、その教訓がいかされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、3の基本的考え方に照らして、上記(1)において廃棄とされているものも含め、原則移管するものとする。また、下記に含まれない政策についても、同様の考え方が適用されるものについては、移管するものとする。

ア 市町村合併に関する文書

- (例) ・ 筑波研究学園都市関係町村合併促進協議会
- ・ つくば市及び荃崎町合併協議会

イ 旧筑南水道企業団における重要な文書

- (例) ・ 企業長事務引継書
- ・ 公共事業
- ・ 災害に関する記録
- ・ 企業団史編纂資料

ウ 庁舎移転に関する文書

エ 災害及び事故事件への対処

- (例) ・ 東日本大震災
- ・ 竜巻災害

(3) (1)及び(2)に記載のない文書

(1)及び(2)に記載のない文書に関しては、3の基本的考え方に照らして、個別に判断するものとする。

(4) 注意事項

ア 「移管」とされている文書が含まれている文書フォルダに含まれる文書は、すべて移管することとする。

イ 移管については、当該業務を主管する課等において行うものとする。